

小規模助成金交付要綱

公益財団法人山口県国際交流協会

(趣旨)

第1条 この要綱は、広く一般県民が主体となった、国際交流・国際理解・多文化共生に資する事業を行うための支援をするため、公益財団法人山口県国際交流協会(以下「協会」という。)が、小規模助成金(以下「助成金」という。)を交付することについて必要な事項を定めるものとする。

(助成対象団体)

第2条 助成金の交付申請をすることができる団体は、以下のすべてを満たしているものとする。

- (1) 県内在住の団体であること。
- (2) 非営利の活動を目的とした団体であること。
- (3) 特定の政治活動または宗教活動を主たる目的とした団体でないこと。

(助成対象事業の内容)

第3条 助成の対象となる事業(以下「助成事業」という。)は、山口県内で実施され、次の2点を有していること

- (1) 国際交流・国際理解または多文化共生の推進に関する事業
- (2) 広く一般県民が参加できるものであること。

2 前項の規定に関わらず、以下のいずれかに該当する事業は助成対象外とする。

- (1) 営利を目的とする事業
- (2) 特定の企業の広告につながるおそれのある事業
- (3) 特定の政治活動または宗教活動に利用されるおそれのある事業
- (4) 公共の安全および秩序または善良な風俗を害するおそれのある事業

(助成対象経費)

第4条 助成金交付の対象経費は、事業実施に直接かかるものとし、以下のとおりとする。

- (1) 外部講師への謝金および旅費
- (2) 使用料・賃借料、消耗品費、通信運搬費等、講座に係る事務経費
- (3) その他講座を運営するための経費

2 以下の経費については対象外とする。

- (1) 企画に携わる人(主催者)に対して支払われる人件費等
- (2) 事業終了後、個人の持ち物となり得る物品の購入に係る経費

(助成金の額)

第5条 助成金の額は、1事業につき5万円(予定)を限度とする。

2 交付する助成金の総額は、予算の範囲内とし、助成額に千円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てる。

(助成金の制限)

第6条 同一団体への助成は、同一年度につき1事業とする。

2 他団体の助成金および「グローバル山口国際活動支援事業費補助金」との併用は不可とする。

(助成金の交付申請)

第7条 助成金の交付を受けようとする団体は、助成金交付申請書(第1号様式)に必要な書類を添えて、指定する期日までに理事長に提出しなければならない。

2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

- (1) 事業計画書
- (2) 収支予算書
- (3) 団体概要書
- (4) その他参考書類

(審査会の設置等)

第8条 理事長は、前条の内容を調査審議するため、小規模助成金審査会(以下「審査会」という。)を置く。

2 審査委員は、国際活動支援事業費補助金審査会の審査委員と兼任する。

(助成金の交付決定)

第9条 理事長は、助成金交付申請書を受理した場合は、その内容を審査会に諮り、助成金を交付することが適当と認めるときは、必要な条件を付して助成金の交付を決定し、その旨を申請団体に通知するものとする。

(助成事業の表示)

第10条 助成金の交付決定を受けた団体(以下「助成団体」という)は、助成事業を実施するに当たり、協会の助成事業である旨を明らかにし、必ず広報紙・ホームページ・事業実施時に配布する資料等に表示すること。

(助成金の変更承認申請)

第11条 助成団体は、助成事業の内容を変更または中止しようとするときは、あらかじめ事業変更承認申請書(第2号様式)を理事長に提出し、その承認を受けなければならない。

2 前9条の規定は、前項の承認をする場合について準用する。

(実績報告)

第12条 助成団体は、助成事業完了の日から1ヶ月以内の実績報告書(第3号様式)を提出しなければならない。

2 前項の報告書には、以下の書類を添付しなければならない。

- (1) 収支決算書
- (2) 領収書のコピー
- (3) その他参考書類・写真等

(助成金の額の確定)

第13条 理事長は、前条に規定する実績報告書を受領した場合は、その内容を審査し、適当と認めるときは、交付すべき助成金の額を確定し、助成団体に通知するものとする。

(助成金の請求および支払い)

第14条 助成金の交付確定通知を受けた助成団体は、助成金請求書(第4号様式)により、助成金の交付を理事長に請求するものとする。

2 理事長は、請求書受理後30日以内に助成金の支払いを行うものとする。ただし、助成金の請求は、同一会計年度内に行わなければならない。

(交付の取消及び助成金の返還)

第15条 理事長は、助成団体が次の各項のいずれかに該当するときは、交付決定の全部または一部を取り消すことができる。

- (1) この要綱に違反したとき
- (2) 助成金の交付に関して付した条件に違反したとき
- (3) 虚偽の申請その他不正の手段により助成金の交付決定を受けたとき
- (4) その他、理事長が不相当と認めるとき

2 理事長は、前項の規定により、助成金の交付を取り消した場合において、助成を受けた事業の当該取り消しにかかる部分について、すでに助成金が交付されているときは、期限を定めて、その返還を請求するものとする。

(証拠書類の保管)

第16条 助成団体は、助成事業にかかる収支を明らかにした帳簿を備え、かつ証拠となる書類を事業完了後3年間保存しなければならない。

(その他)

第17条 この要綱の実施に関し、必要な事項は別に定める。

附則

この要綱は、平成20年9月1日から施行する

附則

この要綱は、平成21年7月1日から施行する

附則

この要綱は、平成22年4月1日から施行する

附則

この要綱は、平成23年4月1日から施行する

附則

この要綱は、平成28年3月1日から施行する